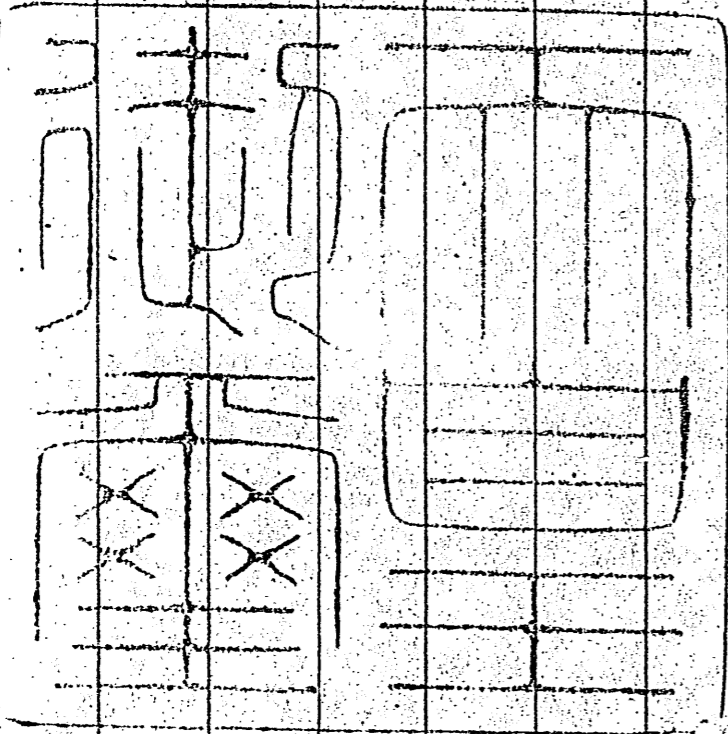


勅令第四百五十四號

朕は、戦争調査會官制を廢止
する勅令を裁可し、ここにこれを公
布せしめる。

裕仁



昭和二十一年九月三十日
内閣總理大臣 若田 茂

勅令第四百五十四號

戦争調査會官制は、これを廢止す。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

親任官及諸官級別令の一部を次のように改正する。

親任官及諸官級別表内閣の部中戦争調査會事務局長官の項を削る。

内閣